

第5編 総合馬術競技

本編は FEI 総合馬術規程第 25 版 (2021 年 1 月 1 日更新)による。

総合馬術ビジョン表明

総合馬術は馬術競技の要素をほぼすべて盛り込んだ複合競技であり、選手はあらゆる面で馬術の豊かな経験と自馬の能力の的確な把握が求められ、馬については理にかなった段階的なトレーニングで培われた一定の総合能力が求められる。

クロスカントリー競技は騎乗能力とホースマンシップが試される最もスリルある、意欲のかきたてられるオールラウンドな競技であり、正しいトレーニング原則と騎乗理念の成果が報われる。この競技は飛越能力、調和、人馬間の信頼を示し、変わりやすい様々な競技条件（天気、地形、障害物、フッティングなど）に適応できる人馬の能力に主眼がおかれ、全体として「素晴らしい光景」となることが求められる。

この競技に関わるいかなる者も、意欲のかきたてられるスリルあふれる競技が本来備え持つそれなりのリスクレベルを認識し、これを受け入れなければならない。

どのレベルにおいても、競技レベルや競技自体に内在する以上のリスクにさらされることのないよう、責任能力のある選手が段階的な調教を受けた馬で競技に出場することが肝要である。

第1章 概 要

第 500 条 はじめに

500.1 定 義

総合馬術競技は 3 種類の異なる競技で構成され、選手は馬場馬術競技、クロスカントリー競技、障害飛越競技を通して同一馬に騎乗する。

500.2 責 任

500.2.1 選 手

選手には本総合馬術規程を理解し、これらを遵守する最終責任がある。スチュワードや役員が選任されている場合でも、また（選手の遵守義務が）本総合馬術規程に記載されているか否かにかかわらず、選手はこの責任を免れることはできない。

第 500.2.2 条は主催および公認競技会では適用しない。

500.2.3 セイフティ・オフィサー

総合馬術競技会を開催するすべての OC は、セイフティ・オフィサー (SO) を任命し、総合馬術リスクマネジメントに直接関わる事例すべてについて JEF と連絡をとらせなければならない。**(JEF)**

500.2.4 登 録

公認競技に出場する選手と馬はすべて、毎年 JEF 登録しなければならない。**(JEF)**

第 500.2.5 条は主催および公認競技会では適用しない。

第2章 競技の構成

第501条は主催および公認競技会では適用しない。

第502条 フォーマットとレベル

競技はフォーマットとレベルによっても定義される。(JEF:別表参照)

502.1 フォーマット

502.1.1 定義

フォーマットにより競技のテクニカル面の一部（競技の開催期間、クロスカントリーの難度、競技の順番など）が規定される。

502.1.2 ロングフォーマット競技 (CCI-L) (CCN-L – JEF)

ロングフォーマット競技は3日以上にわたって行われる。馬場馬術競技は選手数により1日あるいは連続した数日間の日程で行われ、その翌日にはクロスカントリー、そしてその翌日には障害馬術競技が行われる。

ロングフォーマット競技のクロスカントリーコースは、馬に極めて高い競技適性を求める全長であり、良い成績を出すにはスタミナが必要である。

クロスカントリー競技は必ず障害馬術競技の前に行う。

502.1.3 ショートフォーマット競技 (CCI-S) (CCN-S – JEF)

ショートフォーマット競技は1日あるいは数日の日程で行われる。馬場馬術競技は必ず最初に行われ、続いて同日あるいは翌日に障害馬術競技とクロスカントリー競技が行われる。

ショートフォーマット競技におけるクロスカントリーコースの難度は、スターシステムで考えればロングフォーマット競技と同じであるが、コース全長は短く難度はより高い。

クロスカントリー競技は障害馬術競技の後に行うことが望ましい。

502.1.4 統一フォーマット競技 (CCI1*-イントロダクトリー) (CCN1*-イントロダクトリーも同様とする – JEF)

CCI1*-イントロダクトリーは、競技の順序とホースインスペクション要件に従い、ショートフォーマットかロングフォーマットで開催できる。

502.2 難度レベル

レベルは競技の難度を示すものであり、低レベルから高レベルへと段階的に難度があがるEVシステムとスターシステムで決まる。

(JEF:別表参照) (JEF)

第503条 カテゴリー

第503.1条は主催および公認競技会では適用しない。

503.2 選手の年齢

1. 選手の年齢

主催および公認競技会におけるヤングライダー、ジュニアライダー、チルドレンライダーの年齢区分は、別途定める。(JEF)

2. 選手の国籍と馬の所有者の国籍

全日本選手権競技を除く主催および公認競技会においては制限しない。(JEF)

3. 選手の出場頭数制限

主催および公認競技会においては、実施要項に明記する。(JEF)

第 503.3 条は主催および公認競技会では適用しない。

503.4 馬の年齢

馬の年齢として次の下限が競技に適用される。

CCN2*/3*レベル競技：馬は 6 歳となる暦年の始めから CCN 2*と 3*競技に出場できる。(JEF)

第 503.5 条から第 504 条については主催および公認競技会では適用しない。

第 3 章 競技運営

第 505 条から第 509 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 4 章 役 員

第 510 条から第 514 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 515 条 役員の任務

競技場審判団、技術代表、コースデザイナーおよび獣医師代表は、組織委員会と協力して競技開催に向けた準備がすべて公正で安全、かつ適切に行われるよう尽力しなければならない。

この準備対象としては馬場、コース、障害物およびフッティングが含まれるが、特にクロスカントリーと障害馬術コースの難度レベルには注意を払い、いかなる場合も競技レベルを十分遵守した難度としなければならない。

どのレベルにおいても、馬と選手が正しくかつ効率よく技術を高めてゆけるよう、競技の EV レベル、スターレベルに即した正しい難度レベルでクロスカントリーコースと障害馬術コースを設定することが最優先事項である。(JEF)

515.1 役員の管轄

競技場審判団の管轄期間は第 1 回ホースインスペクションの開始 1 時間前、または馬場馬術競技の開始 1 時間前のいずれか早い時点で始まり、最終成績発表の 30 分後に終了する。

しかしながら競技場審判団はクロスカントリーコースの視察を行い、これを承認した時点から管轄権を

行使することもできる。

515.2 競技場審判団

515.2.1 任務概要

競技場審判団は競技における審判業務、およびその管轄期間内に発生し得るすべての問題解決に最終責任を負う。

競技場審判団メンバーは、競技中のいかなる時点においても跛行や疾患、過度の疲労を呈している馬、および競技続行には不適性と思われる選手を競技から失権とする義務と全権を有する。

競技場審判団はまた危険な騎乗（第 525 条）や馬に対する虐待行為のいかなる事例についても監視し、措置を講じる責任がある。

515.2.2 コースの視察と承認

競技場審判団は技術代表とコースデザイナーとともにクロスカントリーコースと障害馬術コースの視察を行い、これを承認する。

技術代表との協議を踏まえても競技場審判団がコースに納得できない場合、競技場審判団にはこれを修正する権限がある。

515.2.3 ホースインスペクション

競技場審判団は獣医師代表とともに第 1 回と第 2 回のホースインスペクションを行う。

515.2.4 馬場馬術競技

競技場審判団は馬場馬術競技の審査を行う。

515.2.5 クロスカントリー競技

クロスカントリー競技にてフェンスジャッジやタイムキーパーを含むテクニカル役員がくだした判定への異議申立てについて、競技場審判団にはこれを裁定する責任があり、選手に有利となるか否かにかかわらず、審判員または役員の判断に代えて審判団の判断を適用することがある。

クロスカントリー競技の間は競技場審判団長がクロスカントリー・コントロールに入るか、その代行として競技場審判団メンバー 1 名がクロスカントリー・コントロールに入らなければならない。**(JEF)**

審判長は技術代表と協議のうえこの判断を行い、クロスカントリー競技中における他の競技場審判団メンバーの役割と配置を決定する。

競技場審判団長とメンバーはクロスカントリー競技の間を通して同じ任務に携わるものとする。

515.2.6 障害馬術競技

競技場審判団には障害馬術競技の審査を行う責任がある。**(JEF)**

515.3 技術代表

515.3.1 任務概要

技術代表は競技実施、獣医検査とホースインスペクション、厩舎や選手の宿泊施設、および競技のスチユワード業務に関わる技術面と運営面での準備を承認するとともに、医療プランについてはチーフ医事担当役員と連携、およびシリアスインシデントマネジメント (SIM) プロトコルの施行を含む競技実施に関する技術面と運営面での準備を承認する。(JEF)

技術代表がすべての準備について満足ゆくものであると競技場審判団へ報告するまでは、この技術代表の権限は絶対的なものである。報告を行った後の技術代表は、競技会開催の技術面および運営面で継続して指導を行い、競技場審判団と獣医師代表団、組織委員会に対して助言するとともにこれを支援する。

515.3.2 コースと馬場

三競技種目すべてについて、技術代表は障害物の種類や寸法、コース全長を含め、コースや馬場、練習およびトレーニング用施設が競技レベルに対応しているかを重点的に点検し、これを承認する。

特に技術代表はすべてのコースを測定して、記載されている距離に間違いのないことを確認しなければならない。修正の時間がとれるよう、技術代表は余裕をもって早目にコース視察を行える用意がなければならない。

技術代表は打合わせ会を統括するとともにテクニカル役員（すなわちフェンスジャッジ、タイムキーパー）全員の活動を監督する。

515.3.3 役員への指示

障害物を構成するパーツ、障害物、あるいは障害物コンビネーションの審査規定を正しく解釈できない疑いがある場合、技術代表は可能な限り競技場審判団と協議のうえ、必要ならば簡単な図解を添えた役員への指示を是認し、選手へは全員に打ち合わせ会で、あるいはそれ以降の時点であれば技術代表の決定が出た後速やかに通知することが推奨される。

515.3.4 採 点

技術代表は減点を含む採点にかかる問い合わせについてはすべてを調査し、競技場審判団にこれを報告するとともに競技場審判団が出すべき判断について助言を行う。技術代表は競技の最終成績確定に責任を負う。

515.3.5 馬への虐待行為および／または危険な騎乗

技術代表はクロスカントリーコースにおける危険な騎乗（第 525 条）、過度に疲労している馬への騎乗、疲労している馬を過剰に追う行為、明らかに跛行している馬への騎乗、鞭および／または拍車の過剰使用（第 526 条）を理由として選手に警告を与え、あるいは走行を停止させる権限を有する。

第 515.3.6 条は主催および公認競技会では適用しない

515.4 コースデザイナー

コースデザイナーは、自分が担当したクロスカントリーコースの視察はクロスカントリーコース担当の競技場審判団とともに参加しなければならない。何らかの容易ならぬ事由により、選任されたコースデザイナーがクロスカントリー競技開催中も現場に立ち会えない場合には、技術代表が競技会開始前に代替のコースデザイナーを任命する。(JEF)

515.4.1 クロスカントリー

コースデザイナーはクロスカントリーのコースレイアウト、測量、準備、ルート表示、およびクロスカントリー障害物のデザイン、構築、表示について責任を負う。

クロスカントリー競技中のコースデザイナーの役割は、技術代表と競技場審判団と共に、審査上の疑念や制裁措置（危険な騎乗、馬に対する虐待行為、不適切な行為、馬のウェルフェア）に対応し、落馬が繰り返されたり天候状況の悪化などに際してクロスカントリーコース／障害物の見直しを行うことである。

515.4.2 障害馬術競技

コースデザイナーは障害馬術競技のコースレイアウト、デザイン、構築に最終的な責任を負い、コースが現行の総合馬術規程すべてに準拠していることを確認しなければならない。

障害馬術コース設営の任務は別表に従い、最終的には障害馬術コースデザイナーに委ねられる。

第 515.5 条は主催および公認競技会では適用しない

515.6 スチュワード（スチュワードチーム）

スチュワードチームの任務は、馬のウェルフェアを守る FEI 馬スポーツ憲章のガイドラインを尊重し、当該競技会に参加する選手全員に公平な競技の場を提供することに留意しつつ、JEF 諸規程に則った競技運営を行ううえで組織委員会や競技場審判団、技術代表および選手をサポートすることにある。(JEF)

実施要項に明記された入厩日より第 1 回ホースインスペクションあるいは馬場馬術競技の開始前の期間はスチュワードチームが JEF 諸規程の適用に責任を負う。

これに限定するものではないが、特にその任務として運動、練習、ウォームアップ用エリアと厩舎地区すべてにおける作業の計画立案と監督、および服装と馬装の点検、獣医検査とホースインスペクションでのサポートにその範囲が及ぶとともに、必要な場合は馬の薬物規制 (EADMCR) と選手の薬物規制 (ADRHA) にも関与する。スチュワードは組織委員会や選手、技術代表、他の役員と緊密に連携することが求められる。 (JEF)

第5章 競技出場のためのテクニカル要件

本章は主催および公認競技会では適用しない

第6章 選手と馬のウェルフェア

第523条 選手のウェルフェア

523.1 メディカルカード

クロスカントリー競技の間は、重篤な疾患の病歴、怪我（特に頭部）の記録、破傷風ワクチン接種歴、薬物アレルギー、現在服用中の薬、血液型を記載したメディカルカードを各選手とも見えるように腕か肩に付けておくことが義務づけられている。選手は負傷の記録をすべてメディカルカードに記載する責任があり、メディカルカードなしでクロスカントリー競技に出場することは認められない。

組織委員会は、選手が競技会場へ到着した際に全員からメディカルカード収集する必要がある。これらのカードは公式医事担当役員が内容確認を行わなければならない。競技開催中はカードのコピーを組織委員会事務局で保管することを推奨する。各選手はまたこの時点で、近親者2名の連絡先番号を提出しなければならない。（JEF）

523.2 メディカルフィットネス

競技出場への選手のフィットネスに何らかの疑念がある場合は、競技場審判団がオフィシャル医事担当役員と協議を行い、その判断で選手を失権とし、また当該競技会における他の競技へも参加できない旨を決定することができる。（JEF）

523.3 落馬あるいは人馬転倒後の検査

競技会場でのトレーニング中あるいは競技中に落馬した選手は全員が、次の競技種目や競技に出場する前に、あるいは競技会場を去る前にオフィシャル医事担当役員の診察を受けなければならない。選手には必ずこの検査を受ける責任がある。

落馬後に本条項で求めている検査を受けずに会場を去った選手については、自動的に記録付き警告（総合馬術）が出される。（JEF）

523.4 脳震盪

選手が事故に遭って脳震盪を起こした場合は、この選手を当該競技から失権としなければならず、また当該競技会で実施されるその他のいかなる競技へも出場不可となる。

第524条 馬のウェルフェア

トレーニング中、準備段階、競技への移動中、回復期、その他いかなる時にも FEI 馬スポーツ憲章を尊重するべきである。

524.1 到着時の獣医検査

これは馬が競技会場に到着した時点で行われる。この検査は資格を有する獣医師である獣医師代表またはその代理者によって行われる。この検査の目的は第一に馬の個体識別と予防接種履歴（ワクチンなど）、乗馬登録証、健康手帳等の記載事項詳細を確認し、第二に各馬の健康状態を見極めることにある。

疑わしい事例については、必要に応じて競技場審判団に可及的速やかに、通常は第1回ホースインスペクションまでに連絡しなければならない。（JEF）

524.2 ホースインスペクション

ホースインスペクションを行うか否かは、実施要項に明記する。（JEF）

524.2.1 ホースインスペクションについて (JEF)

これは馬場馬術競技開始前 24 時間以内に行う。競技場審判団と獣医師代表がインスペクション団を構成し、競技場審判団長を責任者として行う。

各選手が臨場させた馬は引き馬にて、滑りにくく硬くて清潔な平地で停止した状態と運動している状態で検査しなければならない。

インスペクション団は跛行や、不十分な健康状態、その他何らかの理由により、競技出場には不適性であると判断した馬を失権とする権利と責務がある。

競技適性に疑念がある場合、競技場審判団は当該馬をホールディングボックスに移動させて、ホールディングボックス獣医師による診察を受けさせことがある。

選手がその馬に再インスペクションを受けさせると決めた場合は、当該馬の再インスペクション前に先ずホールディングボックス獣医師がインスペクション団に所見を報告する。

ホールディングボックスの馬は、スチュワードとホールディングボックス獣医師の監視および規制下におかれる。

インスペクション団の票決が同数で結論が得られない場合は、競技場審判団長が決定権を有し、その結果は直ちに発表される。

524.2.2 第 2 回ホースインスペクション

これは障害馬術競技の前に行われる。第 1 回ホースインスペクションと同じインスペクション団により、同じ条件で行われる。

524.2.3 ショートフォーマット競技のホースインスペクションにおける選択肢

ショートフォーマット競技では第 1 回ホースインスペクションの実施は任意であるが、これを行う場合には詳細を競技実施要項に記載しなければならない。

第 1 回ホースインスペクションを行わない競技会では、JEF オフィシャル獣医師が到着時の獣医検査で、簡単な速歩検査を含めて馬の競技適性を審査しなければならない。JEF オフィシャル獣医師が競技出場には不適性であると判断した馬については、競技場審判団へ報告しなければならない。(JEF)

ショートフォーマット競技で障害馬術競技が最終競技となる場合は、第 2 回ホースインスペクションの実施が義務づけられる。

524.3 競技中の馬のウェルフェア

競技中のいかなる時点でも、競技場審判団は獣医師代表と協議のうえ、跛行が認められたり競技継続への適性がないと判断した馬を失権にさせる権利と責務がある。

524.3.1 クロスカントリー –ウォームアップ

組織委員会が獣医師代表の同意を得て選任した獣医師をクロスカントリー競技のスタート地点近くに配置し、疑いのある事例を競技場審判団へ報告させる。

524.3.2 クロスカントリー –フィニッシュエリア

馬がクロスカントリー走行を終えた後に獣医検査が行われる。これは組織委員会が獣医師代表の同意を得て選任した資格を有する獣医師によって行われる。

同獣医師は負傷や過度の疲労を呈した馬の応急処置を行うとともに、各馬が次に示すような状態にあるかを判断する：

- a) そのまま歩いて厩舎へ戻ることができる。
- b) 倉庫へ戻る前に、更に治療を受ける必要がある。
- c) 馬運車で直接厩舎へ戻るか馬専門病院へ搬送しなければならない。

この獣医師には馬を競技から失権とする権限はないが、馬の虐待が疑われる事例についてはいかなる場合も競技場審判団と獣医師代表へ報告しなければならない。

クロスカントリー競技の途中で棄権するか、あるいは失権、停止させられた選手は、競技会場を離れる前にその馬を必ず獣医師代表か指名された獣医師に診せ検査を受けさせる責任がある。

本条項で求めている獣医検査を受けさせずに会場を去った選手については、自動的に記録付き警告（総合馬術）が出される。(JEF)

524.4 上訴

2回のホースインスペクション時と競技中のいかなる時点でも、馬のウェルフェアの観点から馬が失権となった場合、この競技場審判団の決定に対して上訴することはできない。

しかし要請があった場合には、競技場審判団長がその決定理由を説明しなければならない。

524.5 馬のアンチ・ドーピングと規制薬物検査

獣医規程と EADCMR を参照のこと。

第 525 条 危険な騎乗

525.1 定義

競技中のいかなる時点であっても、故意にあるいは選手自身の力量不足から無意識のうちに、自分や自馬、第三者を競技がはらむ本質的な危険よりも高い危険性にさらした場合、選手は危険な行動をとったみなされ、侵害行為の程度に応じてペナルティが科される。

これに限定するものではないが、次のような行為が含まれる：

- a) 制御不能な騎乗（明らかに選手の制御あるいは騎乗扶助に馬が反応していない場合）
- b) 障害物へ向かっての走行が余りにも速すぎたり、遅すぎる場合
- c) 繰り返し障害物でてこずり、遠のいてしまった場合（馬を障害物の近くまで追い込んだり、障害物に向かって馬をせき立てる行為）
- d) 障害飛越の際に馬の動きに先んじたり、遅れてしまうことが繰り返される場合
- e) 危険な飛越行為の繰り返し

- f) 馬あるいは選手の反応が極度に欠けている場合
- g) 3回におよぶ明らかな拒止、落馬、あるいは失権後も競技を継続すること
- h) いかなる形態であれ観衆を危険にさらすこと（例：ロープで区切られたトラックから飛び出すこと）
- i) コースに設定されていない障害物を飛越すること
- j) 追い越そうとする選手を故意に妨げたり、あるいは役員の指示に従わず他の選手を危険にさらす行為
- k) 疲労している馬を追うこと

競技場審判団メンバーあるいは技術代表は危険な騎乗と思われる事例を監視し、必要と思われる場合は危険な騎乗としてクロスカントリーコース走行中の選手を停止させて失権とする権利と責務がある。

競技場審判団が直接目撃していない場合には、事例を可及的速やかに競技場審判団へ報告しなければならず、同審判団は当該選手にペナルティを科すか否か、およびその措置内容を決定する。

競技場審判団長は 1 名あるいは複数のアシスタント（例：当該競技にて公的任務についていない経験豊かな総合馬術役員、当該競技に直接関与していない経験豊かな選手および／またはトレーナー）を追加指名して、クロスカントリーにおける危険な騎乗の監視支援を依頼することができる。

競技場審判団長はこのようなアシスタントの特定任務、権限、そして報告手順を定める。クロスカントリーコースでは、このような追加役員をペアで配置することが推奨される。

525.2 警告とペナルティ

危険な騎乗の様々な事例についてはすべての事例で記録付き警告（総合馬術）が出される。

さらに事例の状況に応じて次の措置のいずれかか両者とも適用されることがある：

- a)減点 25
- b)失権

上記措置が適用された場合は、いかなる事例も技術代表が報告を行って選手制裁措置リストへの追記が必要である。 **(JEF)**

525.3 クロスカントリー競技前の失権

クロスカントリー競技で選手に馬を制御する力量がないと深刻に懸念される場合には、危険予防措置として、競技場審判団は競技中のいかなる時点でも選手を失権としてクロスカントリー競技出場を止めさせる権利と責務を有する。さらに当該選手へは記録付き警告（総合馬術）を出さなければならない。

第 526 条 馬に対する虐待行為

526.1 定義

虐待行為とは次に挙げるいずれの行為をも含め、またこれに限定することなく馬に対して痛みや不必要な不快感を起こさせたり、起こすと思われる作為あるいは不作為をいう：

- a) 馬の肢たたき
- b) 過度に疲労している馬への騎乗
- c) 疲労している馬を過剰に追う行為
- d) 明らかに跛行している馬への騎乗
- e) 鞭、銜および／または拍車の過剰使用
- f) 鞭および／または拍車の過剰使用を示唆する馬の横腹や背の出血
- g) 過剰な騎乗：馬への虐待行為であり、目に見える痕の有無に限定しない。
- h) 危険な騎乗の重大事例

競技場審判団が直接目撃していない場合には、組織委員会事務局あるいはクロスカントリー・コントロールセンターを通して、適宜事例を可及的速やかに競技場審判団へ報告しなければならない。できる限り報告書には 1 名あるいは複数の証人から得た証言を添えるものとする。

競技場審判団は対応すべき事例かどうかを判断しなければならない。

526.2 警告とペナルティ

競技場審判団の見解で馬への虐待とみなされる単独あるいは一連の行為については、イエローカードの発行となる。さらに事例の状況に応じて次のような措置の 1 つ、あるいは複数が適用されることがある：

- a) 減点 25
- b) 失権
- c) 儲金
- d) 失格

過度に疲労している馬への騎乗はすべての場合においてイエローカードの発行を受け、失格となり、事例は JEF に付託されてさらなる制裁措置を受けることとなる。**(JEF)**

526.3 鞭の使用

鞭の過剰使用および／または誤用は馬への虐待行為とみなされ、これに限定するものではないが次の原則に則って事例ごとに競技場審判団が検討する：

- a) 鞭は選手の感情のはけ口として使用してはならない。
- b) 鞭は失権後に使用してはならない。
- c) 鞭は馬がコースの最終障害を飛越した後に使用してはならない。
- d) オーバーハンドで鞭を逆さまに使ってはいけない（即ち、右手で鞭を持って左脇腹を打つような行為）。
- e) 鞭を馬の頭に使ってはならない。
- f) 鞭を 1 度に 2 回を超えて使用してはならない。
- g) 障害物間で複数回にわたる鞭の過剰使用
- h) 馬の皮膚が破れたり、あるいは目に見える痕が残っている場合は、常に鞭の過剰使用であるとみなされる。

526.4 馬体上の出血

馬に出血がみとめられる場合は、事例ごとに競技場審判団が検討しなければならない。すべての出血事例が必ずしも失権や記録付き警告（総合馬術）、イエローカードの発行となるわけではない。

馬場馬術競技：課目演技中に競技場審判団が馬体のいずれかの部位に出血があると疑がった場合、審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が確認して鮮血ではないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終了させることができる（FEI 馬場馬術規程第 430 条参照）。

クロスカントリー競技：クロスカントリー競技では、選手に起因する（拍車、銜および鞭）馬体上の出血が選手に起因する（拍車、銜および鞭）場合はすべて事例ごとに競技場審判団が再検討しなければならない。役員は、馬に鮮血が認められる場合は馬の口を洗うか拭うことを許可し、もしそれ以上の出血がない場合は選手の競技続行が認められる。顕著な出血事例では失権となる。

障害馬術競技：馬の脇腹に血液および／または口に出血が認められた場合は失権となる。明らかに馬が

舌や唇を噛んだためと思われる軽微な事例では、役員は口をすすぐせたり血を拭き取る行為を許可し、当該選手の競技継続を認めることがある。口にこれ以上の出血が確認された場合は失権となる（第 241 条参照）。

選手に起因する口での出血や拍車による出血といった軽微な事例（*）すべてについて、競技場審判団は当該選手にヒヤリングの機会を提供したうえで記録付き警告（総合馬術）を出す。

（*）馬への虐待行為を示唆する事例は、第 526 条 2 の条項（馬に対する虐待行為一警告とペナルティ）に従って対応する。

第 527 条 記録付き警告（総合馬術）、イエローカードおよび出場資格停止処分

1. 次のような違反があった場合は記録付き警告（総合馬術）が出される：

- a) 選手が 3 回の明らかな拒止、落馬、あるいはどのような形態であれ失権した後も走行を継続した場合
- b) その他の危険な騎乗
- c) 落馬あるいは人馬転倒後に獣医師あるいは医師の診断を受けなかった選手
- d) クロスカントリー競技中に棄権、失権、走行を中止した後に、馬を獣医師代表に診せることなく競技会場を退出した選手
- e) 選手に起因する馬の口での軽微な出血や拍車による脇腹での軽微な出血事例すべてについての最低限の制裁措置として、あるいは一段と強い制裁措置として（第 526 条 2 に定める通り）
- f) 疲労している馬を追うことに対しては減点 25 に加えて

2. 次のような違反があった場合はイエローカードが発行される：

- a) 過剰な鞭の使用すべて。上記に定める通り、あるいは一段と強い制裁措置として（第 526 条 2 に定める通り）
- b) その他馬への虐待行為
- c) 疲労している馬を過剰に追うこと
- d) 過度に疲労している馬への騎乗については失格に加えて科される

競技場審判団には、記録付き警告（総合馬術）あるいはイエローカードを発行する前に可能であれば当該選手に事情を訊く責務がある。当該選手には、いつでもその記録付き警告（総合馬術）あるいはイエローカードについて競技場審判団へ説明を求める権利がある。

記録付き警告（総合馬術）あるいはイエローカードを発行する事例では、競技場審判団の決定後に、当該選手名と警告が発せられた理由を記載した通知を公式掲示板に張り出さなければならない。

このような選手に対して、記録付き警告（総合馬術）あるいはイエローカードが発行されたことを、当該競技会の期間中に相応の努力をしても通知ができない場合は、当該競技会から 14 日以内にその選手へ書面にて通知しなければならない。

馬の管理責任者が何らかの違反で最初に記録付き警告（総合馬術）の発行を受けた時点から 2 年（24 ヶ月）以内に同じ競技会あるいは他の主催および公認競技会で通算 3 回目、あるいはそれ以上の回数の記録付き警告（総合馬術）を受けた場合、この馬の管理責任者は JEF から公式通知を受けた後に、自動的に 2 ヶ月間の競技出場停止処分を受ける。（JEF）

第7章 競技ルール概略

第528条 順位

528.1 個人順位

528.1.1 馬場馬術競技

審判員から獲得した各選手の得点は減点に換算される。この減点は競技後に馬場馬術順位および最終順位決定のために記録され、発表される。

528.1.2 クロスカントリー競技

クロスカントリーで発生した各選手の障害減点は、走行時間の超過減点と他の減点（発生していた場合）に加算される。この減点はクロスカントリー順位と最終順位決定のために記録され、発表される。

528.1.3 障害馬術競技

各選手の障害減点は走行時間の超過減点（発生していた場合）に加算される。この減点は障害馬術順位と最終順位決定のために記録され、発表される。

528.1.4 失権

総合馬術競技のうちいずれかの競技で失権となった場合は、この総合馬術競技から直ちに失権となる。

528.1.5 最終順位

三競技種目での減点合計が最も少ない選手を勝者とする。

528.1.6 最終順位での同点（個人選手）

2名以上の選手が同点となった場合は以下の通りに順位を決定する：

- a) クロスカントリー競技で障害減点、タイム減点、および他の減点があった場合にはこれらを含めたクロスカントリースコアの最も良い選手。
- b) それでもなお同点の場合は、クロスカントリータイムが規定タイムに最も近い選手から順位を決定する。
- c) それでもなお同点の場合は、障害減点とタイム減点を含めた障害馬術スコアが最も良い選手。
- d) それでもなお同点の場合は、障害馬術競技で最も早いタイムの選手。
- e) それでもなお同点の場合は、馬場馬術競技で「人馬コンビネーションのハーモニー」の点数の合計が最も高い選手から順位を決定する。
- f) それでもなお同点の場合は最終順位において同順位とする。

第528.2条は主催および公認競技会では適用しない。

528.3 失格

失格とは選手、馬および／または人馬コンビネーションが問題となっている競技、もしくは競技会全体から出場資格を失うことを言う。失格はまた時間的に遡って適用されることがある。

以下の事例については、競技場審判団の判断で総合馬術競技会での失格を競技中に適用できる：

- a) 馬への虐待行為で重篤な事例
- b) 選手の不穏当な行動で重篤な事例

以下の事例については、総合馬術競技会での失格を競技後に自動的に適用する：

- a) 必要な出場要件（選手または馬）を満たさずに競技に出場した場合

b) 必要な登録（選手または馬）をせずに競技に出場した場合

第 528.3.1 条、第 529 条から第 532 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 533 条 スターティングオーダー

533.1 ロングフォーマット

533.1.1 馬場馬術競技とクロスカントリー競技

抽選で決定したスターティングオーダーをこれら両競技に使用する。

533.1.2 障害馬術競技

スターティングオーダーはクロスカントリー競技が終了した時点での順位のリバースオーダーとすることが望ましい（即ち、最下位の選手が最初に走行し、最上位の選手が最終飛越者となる）。（JEF）

533.2 ショートフォーマット

533.2.1 馬場馬術競技と障害馬術競技

抽選で決定したスターティングオーダーをこれら両競技に使用する。

533.2.2 クロスカントリー競技

組織委員会の自由選択により：

a)馬場馬術競技と障害馬術競技と同じ抽選によるスターティングオーダーとする。

b)上位選手 25%については順位のリバースオーダーで行う。残りの選手については馬場馬術競技と障害馬術競技と同じ抽選によるスターティングオーダーとする。

2 頭騎乗する選手の順位が非常に近い場合は、下の順位にある馬のスターティングオーダーを調整しなければならない。

533.2.3 複数回出場する選手

複数回出場する選手は各馬の出場順を変更することはできない。しかしタイムテーブルの関係で必要な場合、そして競技場審判団と技術代表の同意がある場合は障害馬術競技とクロスカントリー競技ともに1頭または複数頭のスタート時刻を予定時刻から変更できる。

第 534 条 タイムテーブル

534.1 馬場馬術競技

馬場馬術競技における各選手のスタート時刻を示すタイムテーブルを各選手用に準備する。スタート時刻の間隔は組織委員会の判断に任され、技術代表の承認を得て決定となる。

534.2 クロスカントリー競技

各選手のスタート時刻を示すタイムテーブルは、馬場馬術競技終了後 1 時間以内に各選手用に準備しなければならない。

スタート時刻の間隔は組織委員会の判断に任され、技術代表の承認を得て決定となる。

534.3 障害馬術競技

障害馬術競技の開始時刻とおよその終了時刻を示したタイムスケジュールを公表する。タイムスケジュールを午前の部と午後の部などに分ける場合には、午後の部に障害飛越を行う選手数を表示する。

534.4 必要な競技間隔

クロスカントリー競技が障害馬術競技の前に行われる場合には、競技間隔を 60 分以上とらなければならぬ。

第 535 条 練習とウォームアップ (JEF)

第 535.1～535.5 条は主催および公認競技会では適用しない。

535.6.1 馬場馬術馴致

馬場馬術競技の前に競技用アリーナに馬を馴らすため、状況とタイムテーブルが許せば、組織委員会が同意した時間に、選手とグルームは競技用アリーナの馬場塙外側を長手綱で常歩させたり引き馬することができる。

全天候型の馬場の場合、タイムテーブルが許せば、組織委員会は馬場塙の内側（選手のみ）および／または外側でのスクーリングを許可することがある。

535.7 スチュワード業務

1名あるいはそれ以上のスチュワードを選任して、練習とウォームアップに関わる諸規則が遵守されるよう監視させなければならない。

飛越用障害物はスチュワードの監視下にある場合にのみ使用できる。

他の練習・運動エリアはスチュワードが不定期にパトロールすることがある。練習用障害物に関する条項に違反した場合は失権となる。

第 536 条 コースと馬場への立ち入り

536.1 馬場馬術アリーナ

競技場審判団から許可がない限り、競技中に演技を行う以外に選手が騎乗してアリーナへ立ち入ることは禁止されており、これに違反した場合は失権となる。アリーナは競技開始前、もしくは競技の休憩時間中に徒歩で下見をすることはできる。

536.1.1

総合馬術においては、馬場馬術アリーナの閉鎖は義務づけられない。

536.2 クロスカントリーコース

公式にコースオープンされる前に選手が障害物やコースを下見することは禁止されており、これに違反した場合は失権となる。

536.2.1 コースオープン

クロスカントリーコースは、遅くともクロスカントリー競技前日には選手全員にコースオープンされる。コースオープン後であれば、選手は日中に再度コースに入って障害物を確認することができる。競技場審判団から特別許可がない限り、この下見は徒歩で行わなければならない。

536.2.2 標旗とマーカー

選手にコースオープンされる時点で、障害物や標旗、マーカーはすべて正確に設置されていなければならない。選手はこれらを移動させたり、変えてはならず、これに違反した場合は失権となる。

536.3 障害馬術コース

障害馬術競技コースは、障害馬術競技開始の15分前までには選手にコースオープンされる。競技場審判団が馬場への立ち入り許可を出し、場内アナウンスで下見の開始を知らせなければならない。

選手はコースオープンから障害馬術競技開始まで、徒歩でのみコース下見が許される。

競技場審判団から特別許可がない限り、障害馬術競技が開始された後に選手が徒歩で馬場へ入ることは禁止されており、これに違反した場合は失権となる

第 537 条 中断および変更

537.1 中断

危険な事態が発生した場合はタイムテーブルを中断することがある。必要に応じて競技あるいは区間走行の開始を中断、延期もしくは中止がある。

競技の中止、延期もしくは中止は、審判長が可能な限り他の競技場審判団メンバーおよび技術代表と協議したうえで判断する。

中断となった場合は、競技を中断されたところからできるだけ早く再開する。これによって影響を受けた選手全員に対して、競技再開前に十分な通告を行わなければならない。

537.2 変 更

コースオープン後のコース変更は、例外的な状況および／または選手代表かチーム監督から特別要請があり、競技場審判団が技術代表およびコースデザイナーと協議のうえ同意した場合にのみ可能である。

このような変更はクロスカントリー打ち合わせ会にて選手へ通知しなければならない。

クロスカントリー競技が開始された後の変更は、例外的な状況（豪雨や猛暑など）により障害物や競技自体が不公平あるいは危険となつた場合に限定する。

競技場審判団長は、可能な限り他の競技場審判団メンバーおよび技術代表と協議のうえ判断をくだす。

その場合は該当する区間走行あるいは競技の開始前にチーム監督と各選手へ公式に、かつ個別にその変更を通知しなければならない。必要と思われる場合は変更のあった場所に役員を配置して、選手に注意を促さなければならぬ。

第 538 条 服 装

538.1 概 要

長髪の選手はこれを結んで小奇麗にして競技に臨まなければならぬ。

538.1.1 保護用ヘッドギア

競技会場ではどこで騎乗する場合でも保護用ヘッドギアの着用が必須である。保護用ヘッドギアは、競技が行われる時点で適用されているヨーロッパ（EN）、英国（PAS）、北米（ASTM）、オーストラリア／ニュージーランド検査基準を満たしていなければならない。

このような保護用ヘッドギアの着用が必要な時と場所について役員から指示を受けた後にこれを怠った場合はイエローカード対象となり、例外が適用されない限り当該選手に発行される。

例外としてシニア選手が賞の授与を受ける時、また国歌斉唱の間はヘッドギアを脱ぐことが認められる。ウィニングランの際にはヘッドギアを脱がないことが推奨される。

538.1.2 鞭

- a) トレーニング - フラットワークで騎乗する時はいつでも、先端の房の部分を含めて長さが 120cm 以内の鞭の携帯が認められる。障害飛越の際に鞭を携帯する場合は、先端に重りのついていない 75cm 以内のものが認められる。
- b) ホースインスペクション - ホースインスペクションでは先端の房の部分を含めて長さが 120cm 以内の鞭の携帯が認められる。
- c) 馬場馬術競技 - アリーナ周囲のスペースへ入る時と競技中は鞭の携帯が認められない。
- d) クロスカントリー競技と障害馬術競技 - これらの競技中は先端に錘のついていない 75cm 以内の鞭の携帯が認められる。

538.1.3 拍車

- a) 全般 - 拍車の着用は 3 競技種目すべてで任意である。馬体を傷つける可能性のある拍車は禁止である。拍車は表面が滑らかな素材（金属かプラスチック）でなければならない。もし柄がある場合は 4cm 以内の長さ（柄の長さは乗馬靴に接する部分から拍車の末端まで測る）で後ろへ向かって出でなければならぬ。柄の末端は馬を傷つけないよう鋭利であってはならない。柄がカーブしているものの場合は、それが下方へ向くように拍車を装着しなければならない。丸みのある硬質プラスチックあるいは金属のノブ付き金属製／プラスチック製拍車である「インパレス拍車」、また柄なしの「疑似拍車」も使用が認められる。
- b) 輪拍 - 輪拍は 3 競技種目と練習／ウォームアップで使用が認められる。輪拍を使用する場合は、輪の部分が無理なく回転するもので、輪自体が丸く滑らかであること（先のとがっているものは認められない）。ポニー競技ではいずれの競技種目でも輪拍は認められない。

538.1.4 乗馬靴

馬場馬術競技と障害馬術競技で着用する乗馬靴は黒か茶色、または黒色にブラウントップでなければならない。**(JEF)**

538.2 馬場馬術競技

538.2.1

狩猟用の上衣か燕尾服、または乗馬クラブのユニフォーム (色相を変えた襟や縁飾りは許可)；白いシャツとネクタイ；手袋；乗馬ズボンは白、淡黄褐色またはクリーム色；長靴（またはショートブーツにフルグレインのスムーズレザー・チャップス）；保護用ヘッドギア。

ツイードのジャケットと淡黄褐色またはベージュの乗馬ズボン、黒または茶色の乗馬靴を着用することもできる。**(JEF)**

第 538.2.2 条は主催および公認競技会では適用しない。

538.3 クロスカントリー競技

クロスカントリー障害でのスクーリングを含め、この競技ではボディプロテクターの常時着用が義務づけられている。

538.4 障害馬術競技

538.4.1

この競技では狩猟用の上衣か乗馬クラブのユニフォーム あるいはジャケット（色相を変えた襟や縁飾りは許可）；白いシャツとタイ；白、淡黄褐色またはクリーム色の乗馬ズボン；乗馬靴の着用が義務づけられている。ツイードのジャケットと淡黄褐色またはベージュの乗馬ズボン、黒または茶色の乗馬靴を着用することもできる。**(JEF)**

第 538.4.2 条は主催および公認競技会では適用しない。

538.5 服装の検査

スチュワードを選任し、どの競技の開始前にも鞭と拍車、服装の検査を行わせることができる。

スチュワードには、鞭や拍車、あるいは安全装備が第 538 条に違反している選手の出場を認めない権限がある。同スチュワードは直ちにこの状況を競技場審判団へ報告して確認を受ける。

規定に違反した鞭や拍車の使用、不適切な服装で競技に出場した選手は、競技場審判団の判断で失権となる。

第 539 条 馬装／服装

最新版の説明として FEI ウェブサイトに公開されている馬装具、用具および服装の FAQ ガイドラインも参照のこと。第 538.2.1 条も参照。

539.1 トレーニングと運動

539.1.1 必須馬具

英国式鞍、および大勒頭絡や水勒頭絡、ギャグ、ハックモアを含む頭絡の使用が義務づけられている。

539.1.2 許可馬具

ランニングマルタンガール、アイリッシュマルタンガール、ビットガード、ブーツ、バンデージ、フライシールド、鼻カバー、サドルカバーの使用は認められる。

頭絡のチークピースに革、シープスキンもしくはこれに類する素材をあてることはできるが、馬の頬から測って直径 3cm を超えないものとする。

539.1.3 調馬索運動で許可される馬具

ランニングレーンやシャンポンと同様に、両側に 1 本ずつ装着したサイドレーンは調馬索運動（調馬索 1 本による）でのみ使用が認められる。

539.1.4 禁止される馬具

他のマルタンガール、あらゆる種類の補助具（ベアリング、サイドレーン、バランシングレーンなど）、あらゆる種類のプリンカーも許可されておらず、これに違反した場合は失権となる。

539.2 馬場馬術競技

539.2.1 必須馬具

英国式鞍と許可されている頭絡の使用が義務づけられている。

539.2.2 許可馬具

- a) EV レベル、CCN レベル、国体総合馬術競技では、大勒頭絡の使用は認められない。(JEF)
- b) 付則 A で認められている通り、銜が金属、軟質ゴム、もしくはプラスチック製あるいは革素材製の水勒頭絡も許可される。水勒銜が認められるが、直径は 14mm 以上でなければならない。ポニーの場合は直径 10mm 以上とする。銜身の直径は銜身のリングあるいはチーク付近で測る。手綱は銜に装着しなければならない。
- c) 頭勒はすべて革製あるいは革様素材で造られていなければならぬが、クロス鼻革の交差部位、項部分、あるいは鼻革の下に使う小さい円盤状の柔らかい当て物は例外とする。
- d) 胸がいは使用してもよい。
- e) イヤーフードはすべての競技会にて使用が認められ、これにより雑音を軽減する効果も見込まれる。しかしながらイヤーフードは馬が耳を自由に動かすことができるものであり、馬の目を覆ってはならず、また耳栓は許可されない（馬場馬術規程第 428 条 7.2 表彰式については例外あり）。イヤーフードは控えめな色合いとデザインであること。イヤーフードを鼻革に装着することはできない。

許可される銜と鼻革の組について、付則 A-馬装、および銜と鼻革の図表を参照のこと。競技によっては水勒頭絡だけを許可する場合がある。(JEF)

539.2.3 禁止される馬具

マルタンガール、ビットガード、あらゆる種類の補助具（ベアリング、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーンなど）、あらゆる形態のプリンカー、耳栓、鼻カバー、サドルカバーの使用は厳格に禁止され、これに違反した場合は失権となる。馬場馬術規程と第 538.2.1 条を参照。

人工の尾は重みがつけられていたり、それによって何らかの利点となるようなものでない限り、許可される。

銜身のリングが手綱の自由な動きを制限する銜は、垂直にスライドしてギャグの効果をもたらす銜とともに許可されない。

539.3 クロスカントリー競技と障害馬術競技

539.3.1 許可馬具

馬装の種類は任意である。可動式のランニングマルタンガールやアイリッシュマルタンガールと同様に、ギャグの使用が許可される。手綱は銜につけるか、直接、頭絡に装着しなければならない。鐙と鐙革は、あおり革の外側で托革から自由に垂れ下がっていなければならない。

539.3.2 禁止される馬具

あらゆる形態のブリンカー、サイドレーン、ランニングレーン、あるいはバランシングレーン；舌押さえおよび／または馬の舌を下顎に縛る道具；その他馬の動きを制限するもの、馬を傷つける可能性のある銜やその他の馬装具の使用は禁止される。

クロスカントリーではチークピースへの付則物はいかなる物も禁止される（シープスキンあるいはその他の素材）。

障害馬術競技についてのみ、頭絡のチークピースに革、シープスキンもしくはこれに類する素材をあてることはできるが、馬の頬から測って直径 3cm を超えないものとする。

落馬時に選手のブーツが制御されることなく直ちに鐙から外れるのを妨げる装具は禁止である。

落馬時に選手の体が制限されることなく直ちに馬体から離れるのを妨げる道具は禁止である。

ネックストラップをクロスカントリーで使用する場合は、胸がい、あるいは鞍に装着しなければならない。

クロスカントリーでは頭絡を定位位置に保持するため、喉革の使用が義務付けられる。

銜なしハックモアは許可されず、またどのような銜でもロウアーチーク（レバーアーム）の長さは 10cm を超えてはならない。

クロスカントリーでは銜なしの勒は許可されない。

539.3.3 障害馬術競技－ブーツ

障害馬術競技については、馬の前肢あるいは後肢に用いる装具（单一あるいは複数のブーツ、フェトロックリングなど）の総重量は、1 肢あたり 500 g までとする（蹄鉄は含まない）。(JEF)

障害馬術競技での後肢用ブーツの使用については、障害馬術規程第 257 条を遵守しなければならない。

この条項に従わない場合は失権となる。

539.4 馬装の点検

スチュワードを選任し、人馬がアリーナへ入場する前、または競技を開始する前に馬装の検査を行わせることができる。

馬場馬術競技においては、最大の注意を払って頭絡の検査を行わなければならない。

選手からの要請があれば、頭絡と銜の検査を演技終了直後に行っててもよい。しかし頭絡や銜が許可されたものでないと分かった場合、この選手は失権となる。

第 540 条 許可されない援助

依頼を受けたかどうかにかかわらず、選手がやるべきことに便宜を図ったり、あるいは馬を助ける目的で行われた第三者に

よるいかなる介入も許可されない援助とみなされ、当該選手は競技場審判団の判断により失権となる。

コース逸脱について選手に注意を促した役員あるいは観客は許可されない援助を行ったとみなされ、当該選手は失権となる。

特にクロスカントリー競技では、以下の内容が許可されない援助とみなされる：

- a) 意図的に他の選手に先導してもらうこと。
- b) コースのいかなる部分であろうと車や自転車で、または徒歩の人物や競技に参加していない騎乗者により後ろを随走させたり先導させたり、もしくは併走させること。
- c) 特定地点に友人を立たせて方向を指示させたり、通過の際に合図を送らせたりすること。
- d) 障害物地点に人を立たせて何らかの方法で馬を追わせること。
- e) 一時的あるいは恒久的であれ、標旗や指示板、マーカー、掲示物、ロープ、木、枝、ワイヤー、フェンスなどを含む障害物やコースの一部を変更すること。

540.1 例 外

- a) クロスカントリー競技中は鞭やヘッドギア、あるいは眼鏡を下馬せずに手渡してもらうことができる。
- b) 障害物地点で馬が逃避したため標旗を倒した場合、選手はフェンスジャッジに標旗の再設置を依頼できるが、そのタイムは差し引かれない。

540.2 受信用機器／カメラ

競技中に騎乗している選手が何らかの受信用機器を使用することは厳しく禁止されている。

競技終了後に研究目的で使用される競技中のデータ自動記録（例：心拍測定、体温測定など）は許可される。**(JEF)**

選手が装着するカメラや装置の使用については、技術代表が主催者と協議の上、承認を受ける。**(JEF)**

第 541 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 8 章 馬場馬術競技

第 542 条 FEI 馬場馬術規程

その年に導入された FEI 馬場馬術規程への変更については、翌年 1 月 1 日からの総合馬術規程への導入が検討される。(JEF)

第 543 条 運 営

第 543.1、543.2 条は主催および公認競技会では適用しない。

543.3 審判員の位置

3 名の審判員のうち 2 名を短蹄跡に沿い、アリーナ外側に 5m 離れた位置へ配置する。主審 (C 地点) は中央線の延長線上に、またもう 1 名の審判員 (M または H 地点) は長蹄跡の延長線上より内側へ 2.5m の位置に配置する。

3 人目の審判員は E か B 地点のどちらかにアリーナの外側へ 5m から 10m 離れた位置に配置する。審判員 3 名の位置は、競技課目と太陽の位置を考慮し、技術代表の決定に従って C、H、B とするか、C、M、E とする。

審判員 2 名のみで行う場合は、競技課目と太陽の位置を考慮し、技術代表の決定に従って C と、B か E のどちらかに配置する。

各審判員には個別のジャッジボックスを用意しなければならない。これは審判員がアリーナを良く見渡せるよう、地上から 50cm 以上高くしなければならない。

第 544 条 採 点

544.1 点 数

544.1.1 得 点

審判員は番号のついた運動項目ごとに、また総合観察点の各々に 0.5 点を含む 0~10 点の得点をつける。

第 544.1.2 条は主催及び公認競技会では適用しない

544.2 スコアの計算

544.2.1 得点および経路違反や運動項目の誤り

馬場馬術競技課目の番号が振られた各運動項目と総合観察にて各審判員が評価した 0~10 点までの得点を合計し、経路違反や運動項目の誤りがあった場合はこれを減点する。

544.2.2 審判員の得点率

審判員 1 名から獲得し得る最高得点を計算する。審判員の与えた得点合計から経路違反あるいは運動項目の誤りを差し引き、これを獲得し得る最高得点で割って 100 を掛け、小数第 2 位まで求めたものが得点率となる。この値が当該審判員の点数として表示される。

結果を小数第 2 位まで求めるということは、小数第 3 位が 5 以上であれば繰上げ、5 未満であれば切り捨てるということである。

544.2.3 選手の得点率

各審判員が出した得点をすべて合計して、経路違反あるいは運動項目の誤りを差し引いた得点を求め、これを審判員の人数で割り、これを基に選手の得点率を計算する。選手の得点率は常に小数第 2 位まで求める。

544.2.4 減 点

選手の得点率を減点に換算するには 100 から得点率を差し引き、その結果を四捨五入して小数第 1 位まで求める。これが当該競技における減点スコアである。

結果を小数第 1 位まで求めるということは、小数第 2 位が 5 以上であれば繰上げ、5 未満であれば切り捨てるということである。

注記：総合馬術規程では馬場馬術での変更に同調せず、2015 年総合馬術の馬場馬術競技における減点規定を継続使用する。

1 回目	減点 2
2 回目	減点 4
3 回目	失権
他の誤り：	各誤りについて減点 2

544.2.5 人馬コンビネーションの全体的印象の点数

総合馬術の馬場馬術競技すべてにおいて、人馬コンビネーションのハーモニーに対して総合観察点を係数 2 で与える。

第9章 クロスカントリー競技

第545条 クロスカントリー競技ルール

545.1 スタート

545.1.1 スタート手順

クロスカントリーのスタート地点では選手はスターターの管理下にあり、選手はその指示があるまで意図的にスタートすることはできない。これに反した場合は競技場審判団の判断により失権となる。

スタートに際して馬は完全に静止した状態にある必要はないが、選手はフライングによって有利なスタートをしてはならない。

スタート予定時刻の前には各選手に相応の通告を与えるべきではあるが、正しい時刻に出走できるよう準備を整えるのは選手の責任である。

545.1.2 スターティングボックス

スターターの任務を簡略化するため、クロスカントリーのスタート地点に約 5m×5m の囲いを設け、正面を開けてスタート用とし、片側あるいは両側面に入口を設けて馬を入場させる。

各選手はこの囲いの中からスタートしなければならないが、その内で自由に動き回ったり囲いへの出入りは自由である。

付添い人がその囲いの中まで馬を誘導し、スタートの合図まで馬をもっていることもできる。合図があつた時点から選手は走行中であると見なされ、さらなる援助を受けることはできない。

545.2 規定タイムと計時

545.2.1 規定タイム／制限タイム

設定された距離を指定速度で走行したものとして規定タイムを計算する。規定タイムより早く走行を終えても利点にはならない。規定タイムを超過した選手は、制限タイムに至るまで条項 548.2 に従って減点される。

制限タイムは規定タイムの 2 倍とする。

545.2.2 計時

クロスカントリー競技における各選手の所用時間計測は、スタートの合図が出された時点、あるいは選手がスタートラインを通過した時点のいずれか早く発生した時点から、フィニッシュライン通過時点までである。

選手が障害物の破損、事故、追い越し、医療あるいは獣医検査などのために役員に走行を止められた場合は、再走行が認められるまでの中断時間が記録され、クロスカントリー競技を完走するのに要した総時間から差し引かれる。

545.3 経路違反

クロスカントリーでのすべての通過義務地点と、障害を構成するパーツやオプション障害を含めたすべての障害物を、指定された順番に通過あるいは飛越しなければならず、これを怠った場合は失権となる。

第 549 条 2 と第 549 条 4 に定める場合を除き、コース上に設置されたすべての赤標旗と白標旗はいかなる場所でも正しく通過しなければならず、これに反した場合は失権となる。

第 549 条 2 と第 549 条 4 に定める場合を除き、既に飛越した障害物を再飛越することは認められず、これに反した場合は失権となる。

545.4 ペースと下馬

クロスカントリー競技のスタートからフィニッシュまでの間、選手は自由にペースを選ぶことができる。選手は馬の状態確認のため、あるいは馬装や装具の調整、コース途中で止められた場合など自発的に下馬することができ、第 549 条 5.1 による失権は適用されない。

545.5 追い越し

後続の選手に追い越されそうになっている選手は、速やかにコースをあけなければならぬ。

他の選手を追い越す選手は、安全で適切な場所を選んで行わなければならない。

先行の選手が障害物を前にして追い越されそうになった場合は、役員の指示に従わなければならない。

先行の選手が既に障害物を飛越する態勢に入っている場合、後続の選手は両者に不都合や危険が生じない方法でのみ、この障害物を飛越することができる。

545.6 困難な状況にある選手

障害物を飛越しようとして馬が障害物に挟まるなどし、援助なしでは走行を続けられない場合や怪我をする恐れのある場合、選手はフェンスジャッジから下馬するよう指示を受け、失権となる。

フェンスジャッジは馬を救出するのに障害物を部分的に取り除く必要があるか、あるいはまた別に援助が必要であるかを判断する。

545.7 選手の走行停止

ある選手が障害物にて困難な状況に陥り他の選手の障害飛越を妨げている場合、転倒した馬を救出するために障害物を解体した場合、障害物が壊されて作り直されていない場合、あるいはこれらに類する状況下では後続選手の走行を停止しなければならない。

このような場合は役員 1 名を後続選手の進路に配置するべきである。この役員は赤い旗を振って、選手に停止を指示しなければならない。

停止の指示に従わなかった選手は、競技場審判団の判断により失権となる。

役員はコントロールセンターから指示を受けた場合か、あるいは自分が担当する障害物で緊急事態が発生した場合にのみ選手の走行を停止させる。

選手はコース中の障害物地点か、あるいは所定の計時／停止地点で停止を指示されることがある。

545.7.1 計 時

選手が走行を止められていた時間、すなわち計時地点を通過した時点から再スタートの合図を受けて同じ地点を通過するまでの時間が記録され、当該選手がコース走行を終了するのに要した時間から差し引かれる。

ここで意図するところは、選手が計時地点を駆歩で通過した時にタイムをとるのであって、選手が停止した後でもなく、また停止から発進した後でもない。

545.8 失権後のコースからの退場

何らかの理由で失権した選手は直ちにコースを出なければならず、コースを継続して走行する権利はない。選手は騎乗しているか否かにかかわらず馬を常歩で退場させなければならない。

これに従わなかった選手は第 525 条（危険な騎乗）に従い、競技場審判団の判断によって懲戒処分を受ける。

第 546 条 コース

546.1 標識の配置

546.1.1 赤と白の限界旗

赤と白の限界旗を用いてスタートラインとフィニッシュライン、および通過義務地点を示し、障害物の限界を示さなければならない。これらの限界旗は通過する選手の右手に赤旗、左手に白旗を設置する。

546.1.2 番号と文字

クロスカントリーでは各障害物に番号をつける。さらに複数のパートで構成される障害やオプションのある障害（条項 547.5.1）には文字（A、B、C など）も表示する。各通過義務地点にも表示と通し番号をつける。

546.1.3 スタートとフィニッシュのサイン

赤と白の限界旗に加えて、スタートラインとフィニッシュラインも明確に表示しなければならない。

546.2 距離と速度

レベルごとに指定される距離と速度は、競技全体の難度によって決まる。

コースデザイナーは競技レベルに該当する距離、速度、タイム、飛越数の一覧表に示された限度内で、当該競技に最も適した距離を選ぶ。付則 B の距離一覧表を参照。

付則 B 距離一覧表に特定した距離と速度に例外的な変更を行う場合は、第 537 条 2 に示す例外を除き、総合馬術委員会の承認を受けなければならない。

546.3 フィニッシュライン

クロスカントリーの最終障害物はフィニッシュラインから 20m 以上、50m 以内の距離に設置しなければならない。

546.4 コースプラン

各選手には事前にコース経路を示すコースプランが渡される。

コースプランには次の記載を含めなければならない：

- a) スタートとフィニッシュの位置
- b) 番号のついた障害物と通過義務地点
- c) 距離
- d) 規定タイムと制限タイム

第 547 条 障害物

547.1 定義

両端に赤と白の標旗が設置され、番号および／または文字が付けられている場合にのみ、障害物とみなす。平均的な能力を有する馬が通過するのに相応の努力を要する物体を障害物あるいは障害パートと定義し、それに応じて標旗、番号および／または文字標識を付けなければならない。

547.2 障害物の種類

547.2.1 概要

障害物は固定されていて、堂々とした形状と外観がなければならない。自然障害物を用いる場合は、競技中を通して同じ状態が維持されるよう必要に応じて補強するべきである。選手が騎乗したまま障害物の下を通ることができないよう、あらゆる妥当な措置を講じなければならない。ポータブル障害物は馬がぶつかっても動かないよう、しっかりと地面に固定しなければならない。

547.2.2 構築

馬が転倒して出られなくなったり怪我をする可能性のあるような障害物については、障害物の一部を速やかに取り外せて、また直ぐ元通りに構築できるような組立てにしなければならない。このような構造にする場合でも、障害物の堅固さを損なってはならない。

547.2.3 ブラシ障害

障害物上段に設置するブラシは、しなやかで変形できる素材でなければならない。障害物の固定部分や頑強な部分を飛越する時に馬がブラシや生垣で怪我をしないよう障害物を構築しなければならない。ブルフィンチ、即ち馬が飛越して通り抜けると予測される薄いブラシや生垣は、競技中を通して一定の状態が保たれるという条件で使用が認められる。

547.2.4 フランジブル／ディフォーマブル障害物

フランジブル／ディフォーマブル技術を用いて構築した障害物については、その技術がフランジブル／ディフォーマブル・クロスカントリー障害物最低強度の FEI 基準に基づき、FEI により承認されている場合にのみ使用できる。承認されている技術リストは FEI ウェブサイトで公表している。

547.2.5 水を伴う障害物

どのクロスカントリーコースでも、水を伴う障害物（飛越）を少なくとも 1 個は設けなければならない。

547.2.6 障害物の前縁

コーナーを含む幅障害には直立あるいは垂直な前縁を付けてはならない。障害物正面の上段は丸みをもたせるか、傾斜をつけなければならない。門扉やフェンスを含め、四角および／または挽いた木材を使ったその他の障害物については、鋭利であったり角ばったエッジがあってはならない。ブラシ障害物については、固形パーツから 20cm 以上ブラシが出ているものは除外する。

547.2.7 グラウンドライン

すべてのレベルで、障害物にはグラウンドラインを設置しなければならない。

注記：グラウンドライン設置の詳細情報は、「FEI クロスカントリーガイド」を参照のこと。

547.3 寸 法

障害物の寸法は、競技レベルに該当する障害物の高さと幅の一覧表に示された範囲内としなければならない。別表の寸法一覧表を参照。

競技場審判団が承認する時点で、障害物は別表に示す障害物の寸法に準拠していなければならぬ（グラウンド状態が変化した場合）。

547.3.1 固定部分

障害物の固定部分および頑強な部分は、選手が飛越を試みると思われるどのポイントでも指定の高さと幅を超えてはならない。

547.3.2 ブラシ障害

生垣あるいはブラシ障害全体の高さとその堅固な部分の高さは、競技レベルに該当する障害物の高さと幅一覧表に定めた相対寸法を超えてはならない。付則 B の寸法一覧表を参照。

547.3.3 水濠障害物

水の通過に関わる障害物（水濠、湖、幅の広い川）については、入る部分から出る部分までの水深が 35cm を超えてはならない。水を通過する障害物の長さは入った地点から出る地点まで 6m 以上とするが、水から出るのにステップがあるもの、あるいは直接水から飛越して出る障害物の場合は 9m 以上なければならない。

障害物を設置する場合は、水への飛び込み後であれば 3 ストライド以上、飛び出す前であれば 2 ストライド以上が必要である。

どのレベルにおいても水濠から水濠への直接の飛び降りは認められない。

547.3.4 幅だけの障害物

幅だけの障害物（乾濠あるいは水濠）では、踏み切りやすくするためにガードレールや生垣を障害物の前に設置することができる。この高さは 50cm 以内とし、幅の測定に含めなければならない。

547.3.5 飛び降り障害

1 スターレベルでは、1.60m を超える飛び降り障害物は認められない。2、3、4 スターレベルでは、着地点が平らな場所で 1.60m を超える飛び降り障害物の使用は 2 個まで認められる。

547.4 測 定

547.4.1 高 さ

障害物の高さは平均的な馬が踏み切ると思われる地点から測定する。

547.4.2 幅

オープン障害物（例：オクサー、乾壕）の幅は、平均的な馬が飛越すると思われるライン上にある障害物の構成横木かその他の資材の外側から計る。上部が硬質の素材でできたクローズド障害物（例：テープル障害物）の幅は、平均的な馬が飛越すると思われるライン上で、手前の一番高い部分から奥の一番高い部分を計る。

547.4.3 飛び降り障害

飛び降り障害物の着地側の高さは、ブラシの上端を含む障害物の最も高い部分から、平均的な馬が着地すると思われる地点までを測定する。

547.4.4 自然障害物

障害物の高さが明確にできない場合（例：自然の生垣、ブルフィンチ）、その高さは馬が過失なく通過できないような障害物の硬質部分を計る。

547.5 複数のパートで構成される障害および／またはオプションのある障害

547.5.1 複数のパートで構成される障害

接近して設置された 2 個以上の障害物が 1 つの障害物としてデザインされている場合、番号 1 つの障害物を構成する「障害パート」とみなす。個々の障害パートは異なる文字（A、B、C など）で表示され、正しい順序で飛越しなければならない。

2 個以上の障害物が非常に接近して配置されており、拒止や逃避があった場合にそれより前の障害物を 1~2 個再飛越しないと 2 番目あるいはその後の飛越が理不尽に難しくなるような障害物については、同じ番号をつけた 1 個の障害物とみなして順番に文字を表示しなければならない。

547.5.2 選択障害物

1 回の飛越でクリアできる 1 個の障害物であるが、これに 2 回あるいはそれ以上の飛越が必要な選択障害物が設置されている場合は、この選択障害物の各々に文字あるいは番号を表示して障害パートであることを示さなければならない。

選択障害物は、拒止あるいは逃避の後に馬／選手が新たに飛越／アプローチを試みなければならぬよう設置する必要がある。

547.5.3 ブラックフラッグ選択障害物

選択障害物あるいは障害パーツには個別に標旗を設置することはできるが、ダイレクトルート上の障害物と同じ番号／文字で表示しなければならない。この場合、標旗は 2 組とも黒線で表示しなければならない。

547.6 飛越数

飛越総数は、競技レベルに該当する距離、速度、タイムと飛越数一覧表に示した限度（最小と最大）内でなければならない。付則 B の距離一覧表を参照。

カウントされる飛越数とは、平均的な能力を有する馬がとると思われる走行ルート上にある障害物の飛越数である。

第 548 条 採 点

548.1 障害物での過失

過失	減点
最初の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 20
同じ障害物での 2 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 40
クロスカントリーコースでの 3 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	失権
クロスカントリーコースでの落馬あるいは馬の転倒	失権
フランジブル装置が作動し、障害物の形状が変わってしまった場合	減点 11
危険な騎乗	減点 25
標旗を通過しなかった場合（549.2 参照）	減点 15

証拠：公式ビデオ記録のみ、証拠として採用できる。誤解を避けるため、役員はクロスカントリー競技の開始以前にどのビデオ記録を公式とするか明らかにし、ミーティング／打ち合わせ会にてチーム監督／選手へ周知する。

548.2 タイム過失

過失	減点
規定タイムの超過	1 秒につき減点 0.4
制限タイムの超過	失権

548.3 失権となるその他の理由

548.3.1 失権の適用が必須

以下の場合は失権を適用しなければならない：

- 不適切な馬装で競技に出場した場合（総合規程 539 条）
- コースを間違え、これを修正しなかった場合（総合規程 545.3 条）
- 障害物飛越や通過義務地点の通過を怠った場合（総合規程 545.3 条）

- d) 誤った順番で障害物を飛越したり過失を生じた場合、または誤った順番で通過義務地点を通過した場合（総合規程 545.3 条）
- e) 障害物を誤った方向から飛越した場合（総合規程 545.3 条）
- f) 既に飛越した障害物を再飛越した場合（総合規程 545.3 条）
- g) 困難な状況にある選手（総合規程 545.6 条）（JEF）

548.3.2 競技場審判団の判断によるもの

以下の場合、失権の適用が競技場審判団の判断に任される：

- a) 危険な騎乗（総合規程 525 条）
- b) 馬に対する虐待行為（総合規程 526 条）
- c) スタートの合図前に意図的にスタートした場合（総合規程 545.1.1 条）
- d) ヘッドギアを着用せず、あるいは顎紐を締めずに障害物を飛越したり飛越を試みた場合（総合規程 538.1.1 条）
- e) 追い越そうとする後続の選手を故意に邪魔したり、追い越される時に役員の指示に従わなかった場合（総合規程 525 条）
- f) 前走の選手を追い越す際にこの選手を危険にさらすような行為（総合規程 525 条）
- g) 合図を受けたにも関わらず停止しなかった場合（総合規程 545.7 条）
- h) 許可されていない援助を受けた場合（総合規程 540 条）

第 549 条 過失の定義

障害物における過失（拒止、逃避、巻乗り）は減点対象となる。ただし担当役員の意見により、その過失が番号表示のある障害物や障害パーツの飛越あるいは飛越の試みとは明らかに無関連であると判断された場合を除く。

ブラックフラッグ選択障害物の場合は障害物／障害パーツ 1 個のみを飛越しなければならず、選手は片方のブラックフラッグ・ラインから他方のブラックフラッグ・ラインへ走行を変更でき、減点されることはない（例：6a を左側ルートで飛越してから 6b を右側ルートで飛越）。ただし最初に走行していたライン上で次にくる障害物／障害パーツに馬を向けていない場合とする。

ブラックフラッグ選択障害物における過失（拒止、逃避、巻乗り）は、飛越を試みるか飛越した障害物／障害パーツでのみ減点される（飛越しておらず、あるいは飛越を試みてもいない障害パーツはその選択障害物の審査には無関係である）。

549.1 拒 止

549.1.1 高さのある障害物

高さのある障害物あるいは障害パーツ（高さが 30cm を超えるもの）にて、馬が飛越すべき障害物の前で停止した時に拒止とみなされる。

549.1.2 高さのない障害物

その他の障害物（高さが 30cm 以下のもの）では、停止しても直ちにその地点から踏み切った場合は減点対象とならないが、停止が続いたり、いずれの場合でも時間が長引いた時は拒止となる。馬は横へ踏み出しても構わないが、後ろへ下がった場合は拒止となる。

549.1.3 複数回の拒止

拒止の後に選手がこの障害物飛越を再度試みて失敗した場合、違う障害物を試して失敗した場合、あるいは馬が後退した後に再び障害物に向けたがまた停止／後退した場合は 2 回目の拒止となる。これ以降も同様。

549.2 逃 避 – 標旗の非通過

- a) **通過（減点 0）：**標旗で限界が示された障害物の両端間を馬の頭と頸、両肩先が通過した場合、馬は障害物を通過したとみなされる。標旗が移動した場合は、馬の後躯が障害物の固形パーツを通過しないなければならない。
- b) **標旗の非通過（減点 15）：**標旗で限界が示された障害物の両端間を馬のいずれかの肩先が通過し損ねた場合は、標旗の非通過とみなされる。標旗で限界が示された障害物の両端間を馬の頭頸が通過しないなければならない。標旗が移動した場合は、馬の後躯が障害物の固形パーツを通過しないなければならない。
- c) **逃避（減点 20）：**馬をコースに配置された障害物に向けたものの、馬がこれを避けてその頭、頸、どちらかの肩先が標旗で限界が示されていた障害物の両端間を通過し損ねた場合、あるいは馬の後躯が障害物の固形パーツを通過しなかった場合は、逃避とみなされる。再試行せずにコース走行を継続した場合は失権となる。

549.2.1 飛越意思の変更

選手は障害物や障害パーツのどこを飛越するかをどの時点でも減点されることなく変更でき、これには前の障害物や障害パーツでミスをしたために変更する場合も含まれる。しかし向かっていた障害物を部分的にでも馬が避けた場合には逃避とみなされる。

549.2.2 バウンス障害の判定

障害パーツ間の距離が 5m 以下のコンビネーション障害（すなわち「バウンス」）では、馬が最初の障害パーツを無過失で飛越した時点で 2 つ目の障害パーツに向かったとみなされ、これは「バウンス」がコンビネーションの 2 つ目と 3 つ目にある場合でも同様に判断される。従って「バウンス」である最初の障害パーツを飛越している間に選手が「変更を決意」し、ロングルートをとった場合でも、逃避として減点 20 となる。

549.3 巻乗り

549.3.1 別々に番号が付けられた障害物

別々の番号が付けられている障害物では、選手が 2 番目あるいはこれに続く障害物に馬を向いていない限り、その障害物間やその周囲で巻乗りをしたり蹄跡を横切っても減点されない

549.3.2 複数のパーツで構成される障害

複数のパーツで構成される障害（A、B、C など）では、その最初のパーツ飛越後から最後のパーツを飛越するまでに次のような動きがあった場合は減点となる：

- a) 馬が文字表記の付いた後続障害パーツの背後を周回する。
- b) パーツ間の蹄跡を横切る。
- c) 文字標旗のついたコンビネーションの後続障害物を飛越する前に、すでに飛越した障害物を周回する。

549.4 不従順後の再試行

拒止、逃避、あるいは巻乗りで減点となった後に再試行する場合、選手は当該障害物に馬を再び向かわせるまで減点されることなく1回あるいは複数回巻乗りすることができる。

数個のパートで構成される障害では、いずれかの障害パートで拒止、逃避、あるいは巻乗りが生じた場合、既に飛越した障害パートを再飛越できる。ただしその前に障害パートを減点なく飛越していても、この時に何らかの過失が生じれば減点される。

拒止、逃避、あるいは巻乗り後に障害パートを再試行するために標旗間を反対方向から通過しても減点とならない。

549.5 落馬あるいは人馬転倒

549.5.1 選手

選手が騎乗馬から身体が離れて再騎乗しなければならない場合には、落馬したとみなされる。

549.5.2 馬

馬の肩と後肢がともに地面についている、あるいは障害物と地面についた場合、もしくは馬が障害物の中に嵌まり込んで援助なしには走行を続けられなかったり、怪我をする恐れがある場合は馬の転倒とみなされる。

第 10 章 障害馬術競技

第 550 条 FEI 障害馬術規程

本総合馬術規程に別途定める場合を除き、その年に導入された FEI 障害馬術規程への変更については、翌年 4 月 1 日からの JEF 競技会関連規程集への導入が検討される。(JEF)

第 551 条 目的

この競技は通常の障害馬術競技に類似するものであるが、この競技単独での勝者を決めようとするものではない。その主な目的は、馬と選手が障害飛越という専門性の高い種目で十分に訓練や調教を受けていることを証明することにある。

コースの性質とその全長、規定速度、障害物の寸法は競技レベルにあわせる。

第 552 条 コースと障害物

コースデザイナーは、別表に示した限度内で、競技のレベルに適切なコースプランを自由に作成することができます。

障害物の寸法は別表に示した限度を超えてはならない。障害物のうち少なくとも 2/3 は実施レベルで使われる高さ最大に設定する。

FEI 障害馬術規程で認められているように、地面の起伏や掛け金の差し込み間隔に起因するものであれば、高さの誤差は 5cm までを許容範囲とする。

552.1 障害物の種類

障害物は標準的な障害馬術用のものとする。

障害物は垂直障害と幅障害をバランスよく配置し、2 個か 3 個のダブルを入れるか、あるいはダブル 1 個とトリプル 1 個を含めるものとする。

閉鎖コンビネーション障害の使用は認められない。水濠障害は許可されないが、水を入れた濠の上に横木を掛けたものは認められる。

幅障害の奥の支柱には FEI が承認したセーフティーカップを使用しなければならず、トリプルバーの場合は障害物の中央と奥の支柱にこれを使用しなければならない。

選択障害物の設置が認められる。これらの障害物についてはコースプランに同一番号と「選択障害」という文言で表示する。

第 553 条 採点

553.1 障害物での過失

過失	減点
障害物の落下	減点 4
競技を通して最初の逃避、拒止、あるいは許可されない巻乗り	減点 4
競技を通して 2 回目の逃避、拒止、あるいは許可されない巻乗り	失権
落馬あるいは人馬転倒	失権

553.2 タイム過失

コース全長と指定速度により規定タイムが決まる。

規定タイムより早く走行を終えても利点にはならないが、規定タイムの超過は制限タイムに至るまで 1 秒もしくはその端数につき減点 0.4 となる。制限タイムは規定タイムの 2 倍とする。

制限タイムの超過は失権となる。

付 則

付則 A 馬場馬術－付則

注記：総合馬術については、（馬場馬術規程とは異なる）総合馬術における水勒頭絡の汎用性を考慮し、またその作用を定義するため、馬場馬術競技で許可される銜について再考した。

認可された銜身であれば、承認されているどのチークピースと併せてても使用できる。

1 馬場馬術競技で使用が許可される銜

1.1 銜の作用

- a) 水勒銜はその形状と選手に起因する手綱の効力に応じて、馬の口角、舌、歯槽間縁に作用する。
- b) シングルジョイントの銜は、正しく使用されても適合していなければ口蓋に作用することがある。
- c) ストレートバーの水勒銜は、舌に一段と強い圧力をかける。
- d) ダブルジョイント水勒銜は口と舌の形状に沿うことができるので、一段と均一な圧力を創出する。
- e) 丸みを帯びているか、あるいは可動式の銜身は舌の動きや唾液分泌を促す。
- f) ジョイント付きでカーブしている銜身やミューレンマウス銜は、舌や口の形状に沿うことができる。
- g) チークピース
- h) フルチーク、エッグバット、D-リング水勒銜は一段と安定感があり、口の両サイドにも作用する。
- i) ルースリング水勒銜は一段と可動性のある銜身で、銜のマウシングや唾液分泌を促す。
- j) ハンギングチーク水勒銜は幾分テコの作用があり、口角や頸に一段と作用する。

1.2 素材：

- a) 十分耐久性があつて安全
- b) 滑らかで硬質な表面を維持できなければならず、怪我を予防するためには馬が噛んでも変形しないこと
- c) 健康を害するものでないこと
- d) 水勒銜：金属、弾力性のあるゴムあるいは合成、プラスチック、革素材で作られたものでよく、ゴム／ラテックス、あるいは革でカバーしてもよい。
- e) 小勒銜と大勒銜：金属および／または硬質プラスチック製でなければならないが、ゴム／ラテックスでカバーしてもよい。

1.3 許可される水勒頭絡（図を参照）

- a) ジョイントが 1 ケ所あるいは 2 ケ所あってもよい。
- b) 丸みがあるか回転式銜身付きのダブルジョイント式で収まりが良く、違和感を生じさせないもの。
両端は丸みを帯びていなければならず、中央接続部の長さは最大で 4.5 cm とする。
- c) 舌のあたりに余裕ができるようわずかにカーブしたゆとりがあつてもよい。その高さは舌の側縁下部から最大で高さ 30mm とする。ゆとりの最も幅広の部位が銜身と舌の接触部分とならなければならず、幅は 30mm 以上とする。ジョイント式あるいはジョイントなし水勒銜の銜身は、上記に指定した大きさでカーブしていてもよい。
- d) ウェイビービットは許可される。
- e) 中央接続部としてカプリングが許可されるが、硬質であり、ローラー以外に可動部分があつてはならない。
- f) 中央接続部は滑らかで丸みを帯びていなければならない。
- g) 銜身の直径はリングあるいはチーク部位で 10mm 以上でなければならない。

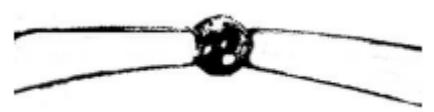
1.4 規定に反する銜

- a) コントロールプレート付きの水勒銜（即ちドクターブリストル：正しく装着しないとプレートの末端が舌に極度の苦痛を与える）

- b) シングルあるいはダブルジョイント式のケーブルビット（舌や頬を挟む可能性がある）
- c) 舌に機械的な制御をもたらす銜（固定された大きな中央接続部が舌に極度の苦痛を与える）
- d) 垂直にスライドしてギャグの効果をもたらす銜**
- e) 銜身のウイングが手綱の自由な動きを制限するもの

1.5 水勒銜

a) 許可される銜身

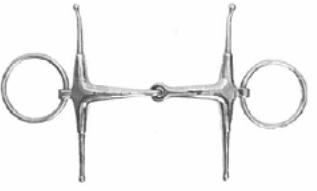
1. シングルジョイント式	10.
	
2. ダブルジョイント式	11.
	
3. 成形されたシングルジョイント式	12.
	
4. ゴムで被ったシングルジョイント式	13.
	
5. 中央部位が回転するダブルジョイント式	14.
	
6. 中央部位がプラスチック製のダブルジョイント式	15.
	
7. ボールジョイント式	16.
	

8. 複数個のボールジョイント式	17.
	
9. 成形したダブルジョイント式	18.
	
	19.
	

b) 許可されるチークピース (JEF) :

1. ルースリング	7. D-リング
	
2. エッグバット	8. D-リング
	
3. エッグバット	9. スリーブ (sleeve) 付きのルースリング
	
4. D-リング	10. フルチーク付きの水勒銜
	

5. D-リング	11. フルチーク付きの水勒銜
	

6. ハンギングチーク	12. 伝統的な水勒チークピース
	

許可される小勒用銜身

1. シングルジョイント式	5. 中央部位が回転するダブルジョイント式
	
2. ダブルジョイント式	6. 中央部位がプラスチック製のダブルジョイント式
	
3. 成形したシングルジョイント式	7. ボールジョイント式
	
4. ゴムで覆ったシングルジョイント式	8. 2ヶ所にボールジョイントを使用したもの
	
	9. 成形したダブルジョイント式
	

許可される小勒用チークピース (JEF)

<u>1. ルースリング</u> 	<u>3. エッグバット</u> 
<u>2. エッグバット</u> 	<u>4. スリーブ (sleeve) 付きのルースリング</u> 

2 馬場馬術競技で使用が許可される鼻革 (JEF)

下の描写は参考例にすぎず、第 539 条に準拠していれば、馬に対して同様な影響をもたらす類似した頭絡も許可される。

鼻革はすべて正しく装着しなければならず、きつく締めすぎて馬に不必要的不快感をもたらしてはならない。FEI 馬スポーツ憲章を参照。

1) Cavesson
カブソン鼻革



2) Crossed noseband
クロス鼻革



3) Dropped noseband
ドロップ鼻革



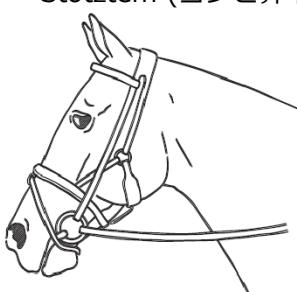
4) Flash noseband
フラッシュ鼻革



5) Micklem Bride
ミックレム頭絡



6) Stotztem (combined noseband–no throat lash)
Stotztem (コンビ鼻革 – 喉革なし)



付則 A-3、B～E は主催および公認競技会では適用しない。

付則 F 選手代表

1 選手代表の任命

選手が最初のクロスカントリーコース下見を行う前に、国際競技会の組織委員会は当該競技に参加している選手の中から 1 名を選考し、この選手の同意を得たうえで選手代表に任命しなければならない。

この選手代表は、競技会に直接関わるいかなる問題についても、選手と組織委員会との間の意思疎通を図る役割を担うが、他の選手らが組織委員会や技術代表、競技場審判団、コースデザイナーと話をする権利を奪うものではない。打ち合わせ会が行われる場合はその際にこの選手名を他の選手に伝えなければならない、また打ち合わせ会がない場合は、競技会掲示板に目立つように貼り出すこととする。

2 選手打ち合わせ会

気象条件やグラウンド状態などに起因する最終段階での変更を扱う定例の選手打ち合わせ会も、必ずクロスカントリー競技前日の夕方に行わなければならない。

付則 G、H、I は主催および公認競技会では適用しない。

用語集 <抜粋>

競 技 :

一般規程に定義されている通り、競技とは選手が成績順に順位づけられ、これに対して褒賞が授与される各々のクラスを指す。

クロスカントリー・コントローラー :

経験ある役員で、組織委員会とともにクロスカントリー競技でのコミュニケーション計画を立案し、競技を統括する人物である。競技場審判団および技術代表と連絡を保ち、状況展開を進言する。

失 権 :

一般規程に定義されている通り、失権とはスポーツ規程に別段の記載がない限り、選手および／または馬が問題となっている競技および／または当該競技会におけるその後の競技に継続して出場できないことを意味する。

競技会 :

一般規程に定義されている通り、競技会とは「ショー」「選手権大会」あるいは「大会」のことを指す。競技会は 1 競技種目あるいは複数の種目で開催することができる。

失 格 :

一般規程に定義されている通り、失格とはスポーツ規程に別段の記載がない限り、選手および／または馬が問題となっている競技、あるいは当該競技会におけるその後の競技への出場資格を失うことである。失格はまた時間を遡って適用されることがある。

ロングフォーマット競技 :

3 日あるいはそれ以上にわたって開催される総合馬術競技のこと。馬場馬術競技は選手数により 1 日あるいは連続した数日間の日程で行われ、その翌日にはクロスカントリーを行い、その翌日に障害馬術競技を行う。ロングフォーマット競技のクロスカントリーコースは、馬に競技への万全な適性を求める全長であり、スタミナがなければ良い成績を出すことができない内容である。クロスカントリー競技は常に障害馬術競技の前に行われる。

ショートフォーマット競技 :

1 日あるいは数日の日程で行われる総合馬術競技のこと。馬場馬術競技は必ず最初に行われ、続いて同日あるいは翌日に障害馬術競技とクロスカントリー競技が行われる。ショートフォーマット競技におけるクロスカントリーコースの難度は、スターシステム上ではロングフォーマット競技と同じであるが、コース全長は短く難度はより高い。クロスカントリー競技は障害馬術競技の後に行うことが望ましい。

セイフティ・オフィサー :

競技会に関わる情報収集のため、OC と JEF との間の連絡を担当する。同人物は FEI 総合馬術リスクマネジメントのビジョンやこのスポーツに関わる概念（認識）を OC 内で広める責任がある。（JEF）